

ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業 広報業務・成果発表会企画運営業務 公募型プロポーザル募集要領

第1 実施目的

「ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業広報業務・成果発表会企画運営業務」（以下「本業務」という。）の業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により、優れた提案及び遂行能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業（以下「本事業」という。）は以下を目的としている。これらのうち、以下3を目的として、成果発表会の開催を予定している。

そこで本業務は、成果発表会に県民、県内外の事業者、報道関係者等の本事業に興味関心を持っている方々に広く参加していただくための効果的な広報、成果発表会の円滑な運営及び効果的な実施を通じた、ロボット・ドローン（以下「ロボット等」という。）の社会実装や、実証の成果の県内への波及を目的とする。

1 社会実装

福島県は平成27年度から【チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業】を実施し、ロボット産業の知見や基盤を集積・振興しているところである。これにより県産のロボット等の製品化が進む中、急激な人口減少や高齢化を始めとする様々な社会課題に対応するためにも、ロボット等を活用した身近なサービスへの投入が求められている。そこで本事業では持続可能であり、現実的に社会実装できる実サービスを想定した新規性のあるユースケースを創出するとともに、県内ロボット産業の振興を目的とする。

2 さらなる知見集積

身近なサービスへのロボット等の活用について、技術的な課題（様々な気象条件への対応、長時間・長距離の飛行等）や営利上の課題（人件費、輸送コスト等）など課題が山積している状況である。

そのため、福島イノベーション・コースト構想に基づき整備された陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点である福島ロボットテストフィールドを核として、ロボット等の関連産業の集積に取り組んでいるところであるが、上述した課題の一つである低温・降雪環境におけるロボット等の実証が困難である。そこで寒冷地フィールドとして選定した旧檜沢中学校等の所在する南会津町の物流ニーズも踏まえ、ドローンの物流サービスの実証を通して、寒冷地フィールドの活用促進、寒冷地における安全性等の知見集積、さらには当該地域での社会実装を目的とする。

3 成果の県内への波及

実証の成果を広く共有することは多くの方々にロボット等の活用例を知ってもらう、あるいは、気づいてもらうことにつながるため、ロボット等の社会実装を実現するうえで重要である。

また、実証の結果を踏まえ、その課題を共有することでロボット等が抱える様々な課題を克服していくことにつながる。

そこで情報の横展開を図ることで、ロボット等の社会実装を後押しし、また、その成果を県内に波及させていくことを目的とする。

第2 業務概要

1 委託業務名

ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業広報業務・成果発表会企画運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

別紙「ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業広報業務・成果発表会企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）第3に記載する業務。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

4 委託限度額

6,663千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えた場合は無効とする。

5 契約件数

1件

第3 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は、単独企業又は共同事業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）につきそれぞれ次のとおりとする。

1 単独企業

以下（1）～（8）を満たす者とする。

（1）県内企業等（福島県内に本店又は主たる営業所を有する企業又は団体をいう。以下同じ。）であること。

（2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（3）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

(7) 福島県との協議に柔軟、かつ真摯に対応できること。

(8) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。

2 共同事業体

以下（１）～（４）を満たす者とする。

(1) 共同体協定書を締結している者であること。

(2) 代表者は上記１を満たす者とし、共同体協定書において明らかな者であること。

(3) 構成員は上記１（２）～（８）に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(4) 構成員の分担業務が業務の内容により共同体協定書において明らかな者であること。

第４ 提案内容

本事業において企画提案を求める内容は以下１～４とする。提案にあたり、図表等を用いることは可とする。

1 業務実施方針

提案にあたっては以下を含むこと。

(1) 業務の目的

どのような効果を狙って、本業務を実施するのかを明確に示すこと。

(2) 業務の内容

(3) 業務実施フロー（業務全体の実施内容の流れ）

(4) 業務実施手順（（３）で示した各実施内容の実施手順）

(5) 業務の工程計画

2 業務の実施体制

(1) 本業務の目的を達成するための業務実施体制（人員体制、役割分担等）について提案すること。

(2) 業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を統括責任者として設置することとし、設置予定者の所属・氏名・業務実績を明記すること。

3 事業の取組内容

(1) 別紙仕様書に基づき提案すること。

(2) チラシ、パンフレット、動画について、本事業の目的や実施内容をより分かりやすく伝えるための構成案や動画制作の創意工夫点を明示すること。

(3) 自社のPRポイント、作品例

(4) その他、独自提案（任意）があれば盛り込むこと。

4 積算見積書

費目ごとの内訳がわかるよう記載すること。

第5 質問書、参加表明書及び企画提案書の提出

1 質問書の提出（質問事項がある場合は提出）

- (1) 提出書類：質問書（様式第2号）
- (2) 提出期限：令和6年9月11日（水）正午まで
- (3) 提出方法：持参、FAX、メールによる
- (4) 回答方法：質問書提出者の全員に対し、提出されたすべての質問及び回答を、令和6年9月12日（木）（予定）にメールにて送信するとともに、県HPで公開する。なお、質問書の提出がない場合について、その旨の連絡は行わない。
- (5) その他：FAXでの提出の場合、送信後電話で到達確認をすること。

2 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
 - ・単独企業での参加：参加表明書（様式第1号）
 - ・共同事業体での参加：参加表明書（様式第1号）及び共同体協定書の写し
- (2) 提出期限：令和6年9月17日（火）午後3時まで
- (3) 提出方法：持参、FAX、メールによる
- (4) その他：FAXでの提出の場合、送信後電話で到達確認をすること。

3 企画提案書の提出

- (1) 提出書類【8部：正本1部、副本7部】
 - ア 企画提案書（様式任意）
 - ・内容は第4の記載内容について網羅的に提案すること。
 - ・A4版（横向き・横書き）で両面印刷すること。
 - ・頁数は20頁以内（両面10枚以内）とすること。
 - イ 会社概要（パンフレット等でも可）
会社規模、事業内容がわかる資料であること。
 - ウ 直近2期分の決算書類
 - エ 過去5年間の本事業と同種又は類似する事業実績（該当がある場合）
契約書の写し及び履行完了を確認できる検査書等の書面の写し2件分
 - オ 共同事業体での参加の場合、上記イ、ウは、構成員それぞれについて提出すること。
- (2) 提出先：下記第9のとおり。
- (3) 提出期限：令和6年9月20日（金）午後3時まで
- (4) 提出方法：持参または郵送（必着）（FAX及びメールによる提出は不可）
- (5) 留意事項
 - ア 企画提案書等の提出について、1提案者につき1提案に限る（複数提案不可）。
 - イ 企画提案書を提出した共同事業体の構成員が単独企業として企画提案書を提出することは可能とする。
 - ウ 本事業では人月単価等を定めていない。
 - エ 共同体協定書については以下に留意すること。
 - ・共同体協定書には代表者及びその他構成員の押印が必要であること。
 - ・共同体協定日については、上記2（2）の参加表明書の提出期限以前であること。

と。

- ・ 共同体協定書の様式は任意であること。

第6 業務委託候補者の選定

1 選定手順

次の各号の定めるところにより、本業務のプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査員が審査（非公開とする。）を行い委託候補者を選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

(1) ヒアリング

審査基準（別表1）に基づき審査し、審査基準に定める総合得点に基づき、最優秀提案者の1者を委託候補者として選定する。審査結果についてはヒアリング対象者全員にそれぞれ通知する。

また、総合得点が同点であることにより、委託候補者が2者以上ある場合は、審査委員会の合議により委託候補者を選定する。

なお、企画提案者が多数の場合、企画提案書等により書面審査を行い、ヒアリング対象者を選定することがある。

(2) 委託候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求めることになるが、下記第10の失格条項等に該当する場合（企画提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行えない。この場合は、次点の者を委託候補者とする。

2 審査結果の発表及び通知

(1) 書面審査※

ア 期 日：別途通知する。

イ 審査方法：上記第5で提出があった企画提案書をもとに書面審査を実施

ウ 発表方法：企画提案者全員に対し書面で通知

エ その他：選定されなかった理由を通知の日の翌日から起算して2週間以内に書面により求めることができる

※ 応募者（提案）が多数の場合に実施することがある。

(2) ヒアリング

ア 期 日：令和6年10月3日（木）予定

イ 審査方法：下記第7のとおり。

ウ 発表方法：企画提案者全員または、書面審査実施の場合はヒアリング対象者全員に対し書面で通知

エ その他：選定されなかった理由を通知の日の翌日から起算して2週間以内に書面により求めることができる

第7 ヒアリング

1 日 時：令和6年9月26日（木）午後1時30分から（予定）

2 場 所：オンライン方式

3 その他：ア 日時、注意事項等の詳細は別途通知する。

イ プレゼンテーション時間は30分以内（20分間の説明、10分以内の質疑応答）とする。

ウ 追加資料の提出は認めない。

エ 共同事業体での企画提案の場合、ヒアリングには代表者の出席及び説明を必要とする。その他構成員の出席及び説明は必ずしも必要ではないが、企画提案の内容に応じて各自で構成員の出席及び説明の判断をすること。

第8 主なスケジュール

令和6年 8月30日(金)	公募開始 (HP掲載)
令和6年 9月11日(水)正午まで	質問書提出締め切り
令和6年 9月12日(木) (予定)	質問書回答
令和6年 9月17日(火)午後3時まで	参加表明書提出締め切り
令和6年 9月18日(水) (予定)	参加資格確認通知
令和6年 9月20日(金)午後3時まで	企画提案書提出締め切り
令和6年 9月26日(木)午後1時30分から (予定)	ヒアリング
令和6年10月 3日(木) (予定)	ヒアリング審査結果通知
令和6年10月 8日(火) (予定)	候補者打ち合わせ
令和6年10月 (予定)	契約締結

第9 参加表明書及び企画提案書の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号 (福島県庁 西庁舎12階)

福島県商工労働部次世代産業課 (担当: 杉本)

電話:024-521-8568 FAX:024-521-7932

E-mail:next-generation@pref.fukushima.lg.jp

第10 失格

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 予算が委託限度額を超過しているもの。

第11 統括責任者の設置

受託者は、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を統括責任者として設置しなければならない。なお、統括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

第12 関係機関との協議について

受託者は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、

あらかじめその趣旨を県に連絡した上で行う。

第13 作業等の打ち合わせについて

受託者は、本業務の期間中、県との間で随時打ち合わせを行う。

第14 契約手続

福島県は第6により選定した委託候補者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合も契約締結を行わない。

第15 その他

- 1 当該業務により作成した成果品（仕様書第6に掲げるもの。以下同じ）の権利はすべて福島県に帰属する。
- 2 当該業務として作成した成果品は、福島県がホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また福島県が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。
- 3 当該業務に使用する動画、写真、BGM等の第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他地底財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て負うこと。
- 3 プロポーザルで提案のあった規模を下回ることはできないので実現可能な提案とすること。企画提案の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には委託料の減額となる可能性がある。
- 4 企画提案書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、企画提案書等の返却は行わない。
- 5 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。